

第24期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時30分（受付開始 午前10時）

開催
場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター

※議決権行使期限は2021年6月22日（火曜日）
午後6時までとなります。

CONEXIO

人をつなぐ、価値をつなぐ

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役報酬額改定の件

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日のご出席をお控えいただき、書面又はインターネットにより事前の議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の一部についてオンデマンド配信を行います。詳細は、7～8頁をご確認ください。

コネクシオ株式会社

証券コード：9422

私たちの理念

人をつなぐ、価値をつなぐ

私たちが目指すこと
(存在意義)

私たちは、一人ひとりの想いを大切に、
お客様の感動を生み出し
安心で快適な暮らしと社会の実現に貢献します

私たちが大切にすること
(経営姿勢)

一人ひとりが主役

私たちは、自主・自律する一人ひとりが
互いを尊重し合う環境を育みます

つなぐよろこび

私たちは、自らの成長を原点に、つながるすべての人々へ
よろこびの輪をひろげ、信頼の絆を深めます

社会を担う責任と誇り

私たちは、暮らしとビジネスのライフラインを担う
責任を深く自覚し、誇りとします

私たちの判断や行動のよりどころ
(行動指針)

私たちは、お客様のために

主体的に

自ら考え、自律的に行動し、新しいことに挑戦します

フェアに

高い倫理観をもって公正に行動します

誠実に

感謝を心に刻み、素直な心で行動します

チームワークのもとに

多様性を活かし、高い成果を生み出します

現場を起点に

お客様接点である現場を大切に、発想し行動します

考え、行動します

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年4月1日付で代表取締役社長に就任いたしました直田 宏です。

ここに第24期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当事業年度は過去最高益を更新し、営業利益10期連続、当期純利益9期連続の増益を達成いたしました。

また、この度、新中期経営計画「コネクショプラン2023」を策定いたしました。基本方針に「デジタル化が進む社会のニーズを捉え、新たなサービスとソリューションを創出し、豊かな生活・ビジネスに貢献する」と掲げ、「ニューノーマル（新しい生活様式）」時代へと大きく変化する社会において、お客様接点・社会インフラを担う役割として、人と新たなサービスをつなぎ、豊かな生活やビジネスに貢献してまいります。

当社をとりまく事業環境には大きな変化が見込まれますが、企業理念に込めた「人をつなぎ、情報をつなぐことで、提供する価値を高め、私たちにつながるすべての人々の感動の連鎖を創造していく」企業になるという使命のもと、今後とも企業価値向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長

直田 宏



目 次

第24期定時株主総会

招集ご通知…………… 3

株主総会の詳細をご確認いただけます。

株主総会に関するご留意事項

議決権行使のご案内…………… 4

オンデマンド配信に関するご案内…………… 7

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に

関するご案内…………… 8

株主総会参考書類…………… 9

株主総会での決議事項をご確認いただけます。

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 取締役報酬額改定の件

事業報告…………… 22

当事業年度の取組みなどについて掲載しております。

計算書類…………… 45

監査報告書…………… 48

証券コード 9422
2021年6月4日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

コネクシオ株式会社

取締役社長 直 田 宏

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月22日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

-
1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時）
 2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
 3. 株主総会の目的である事項
 - 報告事項 第24期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類の報告の件
 - 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役報酬額改定の件
-

以 上

株主総会に関するご留意事項

1. 当社は、法令及び定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
・計算書類の個別注記表
なお、監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している個別注記表となります。
2. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
3. 本招集ご通知及び添付書類並びに本招集ご通知の英語訳は当社ウェブサイトでもご覧いただけます。
4. 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。
5. 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

当社ウェブサイト

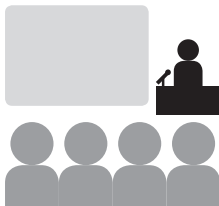
<https://www.conexio.co.jp>

コネクシオ

検索

議決権行使のご案内

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限るものとさせていただきます。）

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

株主総会開催日時 2021年6月23日（水曜日）午前10時30分

株主総会にご欠席の場合



書面にて行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2021年6月22日（火曜日）午後6時到着分まで

インターネットにより行使いただく場合

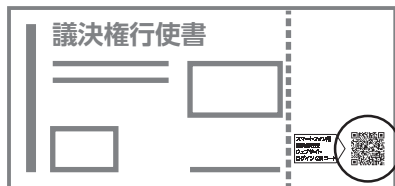
議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月22日（火曜日）午後6時まで

「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

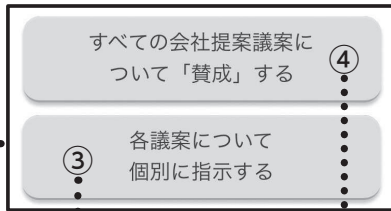
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコード※は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード※を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

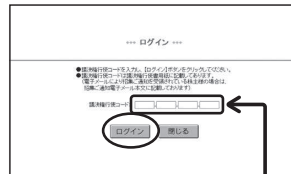
インターネットによるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



② ログインする

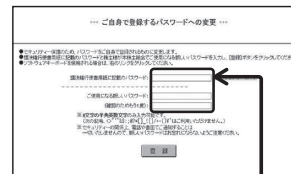


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)をご利用いただくことによつてのみ可能です。
ご利用に際しては、次の事項をご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

ウェブ行使

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



1. 議決権行使の方法について

- (1) パソコン及び携帯電話をご利用の方
上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) スマートフォンをご利用の方
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットによる議決権の行使期限は、2021年6月22日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) インターネットと議決権行使書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ接続料金及び通信料金等は、株主様のご負担となります。

3. 議決権行使コード及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (3) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

パソコン等の操作方法
に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 **0120-652-031** (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

オンデマンド配信に関するご案内

株主の皆様の安全を考え、当日のご出席をお控えいただく一方、できるだけ多くの株主の皆様に株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおり、株主総会の一部についてオンデマンド配信を行います。

オンデマンド配信のご視聴方法

配信期間：2021年6月30日（水曜日）から2021年7月27日（火曜日）まで

STEP
1

ウェブサイトにアクセスする

オンデマンド配信URL：
<https://www.azastream.com/conexio-meeting2020/>
オンデマンド配信URLにアクセスをお願いいたします。



※バーコード読取機能付の携帯電話
を利用して右の「QRコード®」を
読み取り、オンデマンド配信ペー
ジにアクセスすることも可能です。
(QRコードは、株式会社デンソー
ウェアの登録商標です。)

STEP
2

ログインする

同封の「コネクシオ株式会社 第24期 定時株主総会 オンデマンド配信URL及びID・パスワードのご案内」に記載のID(9桁の株主番号)・パスワードをご入力の際は、ログインしてください。
なお、株主番号は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。議決権行使書用紙をご返送又はご提出される場合、株主番号を必ずお手元にお控えください。

**コネクシオ株式会社 第24期 定時株主総会
オンデマンド配信URL及びID・パスワードのご案内**

定時株主総会のオンデマンド配信は、以下のURLより、ID・パスワードでログインのうえ、ご視聴ください。

オンデマンド配信URL	https://www.azastream.com/conexio-meeting2020/
ID	株主番号（9桁半角数字）
パスワード	◆◆◆◆◆

【ご注意】

- ・オンデマンド配信は、2021年6月30日(水曜日)から2021年7月27日(火曜日)までご視聴が可能です。
- ・株主番号は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。議決権行使書用紙をご返送又はご提出される場合、株主番号を必ずお手元にお控えください。
- ・ID・パスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ・ご視聴にあたっては、通信環境を十分ご確認ください。
- ・その他のご注意事項は同封の「第24期定時株主総会招集ご通知」7頁から8頁をご確認ください。

CONEXIO

※画像はイメージです。株主様にID・パスワードをご通知しています。

STEP
3

オンデマンド配信を視聴する

ログイン後、動画の画面になりますので、オンデマンド配信をご視聴ください。

オンデマンド配信に関する注意事項

- ・ オンデマンド配信のご視聴は、株主様ご本人に限らせていただきます。
- ・ ID・パスワードは株主様ご自身で厳重に管理いただき、第三者への提供は固くお断りいたします。
- ・ ご使用の機器や通信環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。あらかじめ株主様ご自身においてご使用の機器や通信環境をご確認ください。
- ・ ご視聴いただくためのプロバイダ接続料金及び通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ・ オンデマンド配信用動画の撮影にあたっては、ご出席の株主様のプライバシーを考慮し、株主様の容姿が撮影されないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ オンデマンド配信の撮影、録画、録音、保存、SNS等での投稿や公開等のご遠慮ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、当日のご出席をお控えいただき、書面又はインターネットにより事前の議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会に当日ご来場される場合には、以下の事項についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ・ マスクの着用と咳エチケットの感染対策をお願いいたします。
- ・ 受付設置のアルコール消毒液での手指消毒をお願いいたします。
- ・ 株主の皆様のご来場時に検温を実施し、37.5度以上の発熱症状のある株主様、体調がすぐれない株主様にはご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・ 株主懇談会及びお土産の配布はございません。

新型コロナウイルス感染症の拡大の状況次第では、やむを得ず株主総会の運営に変更が生ずる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.conexio.co.jp/ir/library/meeting/2020/>) に掲載いたします。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいませようをお願いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、配当性向40%を目処とし、安定的な配当を継続して行えるよう業績の向上に努めることを利益配分に関する基本方針としております。

この方針に基づき、当期の業績及び配当の安定性などを総合的に考慮した結果、第24期の期末配当につきましては、次のとおり1株につき35.0円といたしたいと存じます。

なお、これにより当期の年間配当金は、中間配当金30.0円を含め、前期に比べ5.0円増配の1株につき65.0円となります。

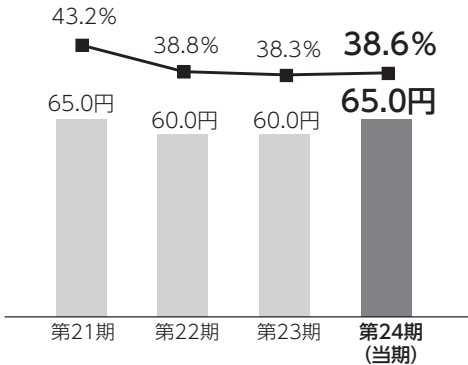
〈期末配当に関する事項〉

- 1 配当財産の種類
金銭

- 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35.0円
配当総額 金1,565,822,475円

- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月24日

■ 1株当たり配当金（年間）
— 配当性向



第2号議案

定款一部変更の件

1 提案の理由

- (1) 当社は現在、都内に複数の事業所を有しておりますが、これらを本社に集約することにより、固定費削減を実現するとともに、生産的かつ柔軟な働き方の実現、部署間の連携及び効率化、事業継続リスクの低減や労働環境の向上を図るため、東京都港区に本店を移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都新宿区から東京都港区に変更するものであります。
- (2) 上記(1)の定款変更の効力は、2022年4月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設けるとともに、当該附則はその効力発生日の経過後に削除するものといたします。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第3条 (本店の所在地)	第3条 (本店の所在地)
当会社は、本店を東京都新宿区に置く。	当会社は、本店を東京都港区に置く。
附 則	附 則
(新設)	28. 第3条の変更は、2022年4月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力発生日とする。本附則は、効力発生日経過後、削除する。

第3号議案

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役会の構成、取締役候補者指名の方針と手続及び取締役候補者は、次のとおりであります。

〈取締役会の構成〉

取締役会の構成については、役員（社外役員を除く。）に営業・管理・経営企画の観点から一定数を確保した上で、社外役員に経営・法務・財務会計等に精通した、多様な知見やバックグラウンドを持つ者を選任することで、メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することとしております。国際性の観点では、海外でのビジネス経験が豊富な取締役を複数選任しております。ジェンダーの観点では、当社のショップビジネスは、お客様及び従業員の約半数が女性であり、女性の価値観を理解したうえでサービスを提供することが重要と考え、女性取締役1名を選任しております。また、取締役については、最適な経営体制を機動的に構築するため、員数を10名以内、任期を1年とすることを定款に定めております。

〈取締役候補者指名の方針と手続〉

取締役候補者の指名については、指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会で決定した次の指名基準に基づいて社長が取締役会に提案し、取締役会で決定しております。

【取締役（社外取締役を除く。）候補者指名基準】

誠実な人格、情報通信業界における豊富な実務経験や経営に対する高い能力・見識を備える者

（注）社外役員候補者指名基準及び独立性判断基準については、19頁をご参照ください。

〈取締役候補者一覧〉

候補者 番号		氏 名	現在の当社における 地位及び担当等	取締役会出席状況
1	再 任	井 上 裕 雄	取締役会長	100%（20/20回）
2	再 任	直 田 宏	代表取締役社長 指名・報酬委員会委員長 ガバナンス委員会委員	100%（20/20回）
3	再 任	目 時 利 一 郎	取締役専務執行役員 コンシューマ本部長	100%（20/20回）
4	再 任	中 田 伸 治	取締役常務執行役員 管理本部長 チーフ・コンプライアンス・オフィサー IR担当役員 ガバナンス委員会委員	100%（20/20回）
5	再 任	梶 原 浩	取締役（非常勤） 指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員	100%（20/20回）
6	再 任	細 井 一 雄	社外取締役 筆頭独立社外取締役 指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員長	100%（20/20回）
7	再 任	川 内 由 加	社外取締役 独立社外取締役 指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員	100%（20/20回）
8	再 任	新 野 和 幸	社外取締役 独立社外取締役 指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員	100%（18/18回）

（注）新野和幸氏は、2020年6月23日開催の第23期定時株主総会にて新たに取締役に選任され、就任いたしましたので、取締役会の出席状況については、就任後の状況を記載しております。

候補者番号

1

いのうえ ひろお
井上 裕雄 (1952年8月21日生)

再任



保有する当社の株式数
30,300株

取締役在任年数
9年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月	伊藤忠商事株式会社入社	2011年 6月	同社取締役 兼 専務執行役員
2008年 4月	同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー プレジデント	2012年 4月	当社副社長 執行役員
2008年 6月	同社代表取締役常務取締役	2012年 6月	当社取締役副社長 執行役員 社長補佐 兼 営業第三部門管掌
2009年 4月	同社情報通信・航空電子カンパニー プレジデント	2012年 10月	当社取締役副社長 執行役員 社長補佐 兼 法人事業本部長
2010年 4月	同社代表取締役常務執行役員	2013年 4月	当社代表取締役社長
2011年 4月	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社専務執行役員サービスビジネスセグメント分掌役員 兼 保守・運用サービス事業グループ担当役員	2014年 12月	一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会副会長 (現任)
		2021年 4月	当社取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

情報通信関係の豊富な経験や取締役としての経験を積み、代表取締役社長を経て、2021年4月から取締役会長を務めており、経営に関する豊富な知見を有しているためであります。

候補者番号

2

すぐた ひろし
直田 宏 (1957年9月8日生)

再任



保有する当社の株式数
12,400株

取締役在任年数
7年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	伊藤忠商事株式会社入社	2017年 4月	当社取締役常務執行役員職能管掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 経営企画部門長
2006年 4月	同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー 経営企画部長 兼 チーフインフォメーションオフィサー	2017年 6月	当社取締役専務執行役員職能管掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 経営企画部門長
2008年 4月	同社情報産業部門長代行	2018年 4月	当社取締役専務執行役員職能管掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 営業管掌 (法人事業担当)
2009年 4月	同社海外市場部長	2019年 4月	当社取締役専務執行役員法人本部長
2011年 4月	同社情報通信部門長代行	2021年 4月	当社代表取締役社長 (現任)
2012年 4月	伊藤忠ケーブルシステム株式会社代表取締役社長		
2014年 4月	当社常務執行役員経営企画部門長		
2014年 6月	当社取締役常務執行役員経営企画部門長		

取締役候補者とした理由

情報通信関係の豊富な経験や取締役としての経験を積み、経営企画部門の統括、職能管掌、営業管掌 (法人事業担当)、法人本部の統括を経て、2021年4月から代表取締役社長として当社取締役会の議長を務めており、経営に関する豊富な知見を有しているためであります。

候補者番号

3

め と き り い ち ろ う
目時 利一郎

(1959年9月3日生)

再 任



保有する当社の株式数
41,400株
取締役在任年数
7年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	伊藤忠商事株式会社入社	2014年 6月	当社取締役常務執行役員 法人事業本部長
2003年 10月	同社情報通信ビジネス部 ブロードバンドビジネス課長	2015年 4月	当社取締役常務執行役員 営業管掌 兼 法人営業第二部 門長
2004年 4月	当社ソリューションビジネス 部門長補佐	2015年 6月	当社取締役専務執行役員 営業管掌 兼 法人営業第二部 門長
2007年 6月	当社執行役員営業第三部門長 兼 ソリューション営業部長	2016年 4月	当社取締役専務執行役員 営業管掌
2010年 4月	当社執行役員経営企画部長	2017年 4月	当社取締役専務執行役員 営業管掌 (コンシューマ事業 担当)
2012年 6月	当社常務執行役員経営企画部長	2019年 4月	当社取締役専務執行役員コン シューマ本部長 (現任)
2012年 10月	当社常務執行役員経営企画部 門長		
2013年 4月	当社常務執行役員法人事業本 部長		

取締役候補者とした理由

情報通信関係の豊富な経験を積み、各営業部門長・経営企画部門長・営業管掌を経て、現在は取締役専務執行役員コンシューマ本部長を務めており、当社のコンシューマ事業に関する豊富な知見を有しているためであります。

候補者番号

4

な か た し ん じ
中田 伸治

(1963年7月17日生)

再 任



保有する当社の株式数
11,000株
取締役在任年数
2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	伊藤忠商事株式会社入社	2012年 10月	当社常務執行役員管理本部経営 管理部門長
2000年 12月	トーマツコンサルティング株式 会社	2014年 4月	当社常務執行役員ショップ営業 第一部門長
2002年 9月	当社総務部長代行	2017年 4月	当社常務執行役員ショップ営業 第四部門長
2003年 4月	当社経営企画部長	2019年 4月	当社常務執行役員管理本部長 兼 チーフ・コンプライアンス・オ フィサー
2004年 4月	当社財務経理部長 兼 情報リス テム部長	2019年 6月	当社取締役常務執行役員管理本 部長 兼 チーフ・コンプライア ンス・オフィサー (現任)
2005年 6月	当社執行役員財務経理部長		
2008年 6月	当社執行役員機能部門長 兼 人 事総務部長		
2010年 6月	当社常務執行役員機能部門長 兼 人事総務部長		

取締役候補者とした理由

情報通信関係の豊富な経験を積み、管理部門の統括、ショップ営業部門長を経て、現在は取締役常務執行役員管理本部長 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサーを務めており、財務、経営企画、人事、ショップ営業に関する豊富な知見を有しているためであります。

候補者番号

5

かじわら ひろし
梶原 浩

(1966年12月23日生)

再任



保有する当社の株式数

—

取締役在任年数

5年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月	伊藤忠商事株式会社入社	2015年 3月	アシュリオン・ジャパン株式会社社外取締役（現任）
2010年 7月	伊藤忠ケーブルシステム株式会社取締役	2015年 4月	伊藤忠商事株式会社通信・モバイルビジネス部長
2011年 4月	TMT VENTURE, Inc. Director	2016年 4月	伊藤忠・フジ・パートナーズ株式会社代表取締役（現任）
2011年 4月	伊藤忠商事株式会社通信・モバイルビジネス部通信ネットワーク課長	2016年 6月	当社取締役（現任）
2012年 6月	株式会社スペースシャワーネットワーク社外取締役（現任）	2017年 4月	伊藤忠商事株式会社情報・通信部門長代行
2013年 3月	エフ・アイ・メディア企画株式会社代表取締役	2020年 4月	同社情報・通信部門長
2013年 4月	伊藤忠商事株式会社通信・モバイルビジネス部長代行・兼通信・モバイルビジネス第一課長	2020年 6月	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社取締役（現任）
		2021年 4月	伊藤忠商事株式会社執行役員情報・通信部門長（現任）

取締役候補者とした理由

当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の情報・通信部門長としての当社の事業内容・経営実態に関する深い知識を有すること、また、他の会社の社外取締役としての経験を有することから、当該経験・知識等をもとに当社の経営全般に助言を頂戴するとともに、取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただけるためであります。

候補者番号

6

ほそい かずお
細井 一雄

(1959年2月1日生)

再任

社外取締役

独立役員



保有する当社の株式数

—

社外取締役在任年数

6年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 2月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社	2014年 5月	情報技術開発株式会社上席執行役員ソリューション統括部長
2008年 4月	コグノス株式会社代表取締役	2015年 6月	当社社外取締役（現任）
2009年 6月	サン・マイクロシステムズ株式会社常務執行役員	2016年 4月	情報技術開発株式会社上席執行役員ソリューション本部長
2010年 6月	日本オラクル株式会社執行役員	2017年 6月	同社取締役上席執行役員ソリューション本部長（現任）
2012年 3月	株式会社ジェクシード代表取締役社長	2018年 6月	TDIプロダクトソリューション株式会社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要

これまで経営者として豊富な経験と幅広い見識及び情報技術の分野における高い専門性を有しており、取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただけるためであります。
上記の経験を活かし、当社の各事業への助言及び当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監視の役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

7

かわうち ゆか

川内 由加

(1959年12月11日生)

再任

社外取締役

独立役員



保有する当社の株式数
—

社外取締役在任年数
2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	株式会社ワールド入社	2000年 10月	株式会社ワールドストアパート ナーズ代表取締役
1990年 4月	株式会社ストアオペレーション 取締役営業部長 兼 人事部長	2001年 10月	有限会社エムオーティクリエイ ション（現株式会社エムオーテ ィクリエイション）取締役
2000年 4月	株式会社ワールド店舗運営統括 部長	2008年 2月	株式会社エムオーティクリエイ ション代表取締役（現任）
2000年 5月	株式会社ワールドファッション リンク（現株式会社ワールドス トアパートナーズ）取締役	2019年 6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由・期待される役割の
概要

これまで経営者として豊富な経験と幅広い見識及び人財開発の分野における高い専門性を有しており、取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただけるためであります。
上記の経験を活かし、当社の各事業への助言及び当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監視の役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

8

しんの かずゆき

新野 和幸

(1954年3月7日生)

再任

社外取締役

独立役員



保有する当社の株式数
—

社外取締役在任年数
1年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	株式会社シーイーシー入社	2017年 7月	株式会社デジタルインサイトテ クノロジー代表取締役（現任）
1997年 4月	同社取締役ネットワークインテ グレーション事業部長	2020年 6月	当社社外取締役（現任）
2005年 2月	同社代表取締役	2021年 4月	株式会社ビットブレイン取締役 （現任）
2013年 6月	コニカミノルタビジネスソリュ ーションズ株式会社（現コニカ ミノルタジャパン株式会社）取 締役		

社外取締役候補者とした理由・期待される役割の
概要

これまで経営者として豊富な経験と幅広い見識及び情報技術の分野における高い専門性を有しており、取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただけるためであります。
上記の経験を活かし、当社の各事業への助言及び当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監視の役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 候補者梶原浩氏は、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
3. 候補者が過去10年間（現在を含む。）に親会社（その子会社を含む。）の業務執行者であったときの地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。
4. 候補者梶原浩氏、細井一雄氏、川内由加氏及び新野和幸氏との責任限定契約については次のとおりであります。
- 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は梶原浩氏、細井一雄氏、川内由加氏及び新野和幸氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。また、各氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約については次のとおりであります。
- 当社は、会社法第430条の3に基づき、取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者の選任が承認された場合は、候補者は役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。なお、被保険者の保険料負担はありません。
- ・第三者から役員等に対して不法行為等に基づく損害賠償請求がなされた場合における法律上の損害賠償金や争訟費用、当該請求に関して法令・定款等に基づき当社が役員等の当該賠償金等の支払いを免除した場合に当社が支払う費用等について、役員等賠償責任保険契約で填補する。
 - ・保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としない。
6. 候補者細井一雄氏、川内由加氏及び新野和幸氏は、社外取締役候補者であります。当社は各氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役岩崎達士氏及び遠藤隆氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者指名の方針と手続及び監査役候補者は、次のとおりであります。

〈監査役候補者指名の方針と手続〉

監査役候補者の指名にあたっては、指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会で決定した、次の指名基準に基づいて社長が取締役会に提案し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとしております。

【監査役（社外監査役を除く。）候補者指名基準】

誠実な人格、当社の経営に関する知見、法律・会計税務・労務・ITいずれかに関する豊富な実務経験・専門的知見を備える者

（注）社外役員候補者指名基準及び独立性判断基準については19頁をご参照ください。

候補者番号

1

しばち こうた

芝地 光太

(1968年12月22日生)

新 任



保有する当社の株式数
—

監査役在任年数
一年

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1992年 4月	伊藤忠商事株式会社入社	2015年 5月	伊藤忠エンタープライズ・タイ 会社事業リスクマネジメント・ 法務部長
2002年 4月	伊藤忠商事中国ブロック中国経 営管理グループ 華東・華北審 査部長 兼 上海伊藤忠商事有限 公司	2016年 8月	同社事業リスクマネジメント・ 法務部長 兼 インドシナ支配人 付
2011年 10月	伊藤忠商事株式会社生活資材・ 化学品リスク管理室長代行	2017年 5月	伊藤忠商事東アジアブロック中 国経営管理グループ 中国審査部 長 兼 上海伊藤忠商事有限公司
2012年 4月	同社住生活・情報リスク管理室 長代行	2018年 4月	伊藤忠商事東アジアブロック東 アジア経営管理グループ 中国審 査部長 兼 上海伊藤忠商事有限 公司
2013年 4月	同社住生活・情報事業・リスク 管理室長代行	2021年 5月	伊藤忠商事株式会社情報・金融 事業・リスク管理室長（現任）

監査役候補者とした理由

長年にわたり審査、リスク管理業務の経験を重ね、経営管理やリスクマネジメントに対する深い知識を有していることから、当該経験・知識等を当社の監査に活かしていただけるためであります。

候補者番号

2

辻 あかね

(1974年7月30日生)

新任

社外監査役

独立役員



保有する当社の株式数

社外監査役在任年数

一年

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2003年10月 弁護士登録 遠藤法律事務所入所（現任）

社外監査役候補者とした理由

弁護士として培われた企業法務を中心とする専門的な知識・経験等を当社の監査に活かしていただけるためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 候補者芝地光太氏は、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
 3. 候補者が過去10年間（現在を含む。）に親会社（その子会社を含む。）の業務執行者であったときの地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。
 4. 候補者辻あかね氏が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるにもかかわらず、社外監査役の職務を適切に遂行することができる者と判断した理由は、上記の社外監査役候補者とした理由に記載のとおりであります。
 5. 候補者辻あかね氏の戸籍上の氏名は、遠藤あかねであり、当社の役員（社外監査役）である遠藤隆氏の配偶者であります。
 6. 候補者芝地光太氏との責任限定契約については次のとおりであります。

当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を監査役との間で締結できる旨を定めております。これに基づき、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

7. 役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約については次のとおりであります。

当社は、会社法第430条の3に基づき、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者の選任が承認された場合は、候補者は役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。なお、被保険者の保険料負担はありません。

- ・第三者から役員等に対して不法行為等に基づく損害賠償請求がなされた場合における法律上の損害賠償金や争訟費用、当該請求に関して法令・定款等に基づき当社が役員等の当該賠償金等の支払いを免除した場合に当社が支払う費用等について、役員等賠償責任保険契約で填補する。
- ・保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としない。

8. 候補者辻あかね氏は、社外監査役候補者であります。同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

社外役員候補者指名基準及び独立性判断基準

【指名基準】

- (1) 企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的な視点を有すること
- (2) 社会・経済動向等に関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を持つこと
- (3) 上記(1)、(2)もしくは経営・法律・会計・税務・労務・IT等の専門性を有すること

【独立性判断基準】

当社は、以下のいずれの基準にも抵触しない者を独立役員として指定する。

1. 社外取締役

- (1) 現在及び就任前10年間に於いて、当社又は当社の子会社のいずれかに該当する者
 - a. 業務執行者（業務執行取締役・執行役員・従業員をいう。以下同じ）
 - b. 非業務執行取締役（ただし、非業務執行取締役への就任前10年間に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者に限る）
 - c. 監査役（ただし、監査役への就任前10年間に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者に限る）
- (2) 現在及び就任前10年間に於いて、当社の親会社のいずれかに該当する者
 - a. 業務執行者
 - b. 非業務執行取締役
- (3) 現在及び就任前10年間に於いて、当社の兄弟会社の業務執行者であった者
- (4) 現在及び就任前1年間に於いて、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者であった者
- (5) 現在及び就任前1年間に於いて、当社の主要な取引先又はその業務執行者であった者
- (6) 現在及び就任前1年間に於いて、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）であった者
- (7) 以下に該当する者（重要でない者を除く）の近親者
 - a. 現在及び過去1年間に於いて、当社又は当社の子会社の業務執行者であった者
- (8) 現在、当社の非業務執行取締役である者の近親者
- (9) 上記(2)～(6)のいずれかに該当する者（重要でない者を除く）の近親者

2. 社外監査役

- (1) 現在及び就任前10年間に於いて、当社又は当社の子会社のいずれかに該当する者
 - a. 業務執行者
 - b. 非業務執行取締役
 - c. 監査役（ただし、監査役への就任前10年間に当社又は当社の子会社の業務執行者、非業務執行取締役であった者に限る）
- (2) 以下のいずれかに該当する者（重要でない者を除く）の近親者
 - a. 現在及び過去1年間に於いて、当社又は当社の子会社の業務執行者であった者
 - b. 現在及び過去1年間に於いて、当社又は当社の子会社の非業務執行取締役であった者
- (3) 現在及び就任前10年間に於いて、当社の親会社の監査役であった者
- (4) 上記1(2)～(6)のいずれかに該当する者
- (5) 上記2(3)～(4)のいずれかに該当する者（重要でない者を除く）の近親者

※当社又は当社の子会社の業務執行者（重要でない者を除く）とは、業務執行取締役並びに部長・支社長及びこれに準ずる者以上の従業員をいう。

※近親者とは二親等以内の親族をいう。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、社外監査役以外の監査役である乙村高利氏が欠けた場合の補欠の監査役として（第4号議案において芝地光太氏の選任が承認された場合は、社外監査役以外の監査役である乙村高利氏及び芝地光太氏の両氏がいずれも欠けた場合の補欠の監査役として）予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の選任効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

しば た のぶ じ
柴田 信治 (1955年12月27日生)

保有する当社の株式数	略歴、地位及び重要な兼職の状況
5,800株	1978年 4月 日東肥料化学工業株式会社（現日東エフシー株式会社）入社
	1992年 4月 株式会社ソフトウェアジャパン名古屋営業所所長
	1996年 12月 伊藤忠エレクトロニクス株式会社（現伊藤忠インタラクティブ株式会社）情報家電部統括部長
	1998年 6月 当社物流管理担当部長
	2006年 1月 当社情報システム部長
	2009年 4月 当社内部監査部長
	2011年 6月 当社常勤監査役
	2019年 6月 当社理事

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約については次のとおりであります。
- 当社は、会社法第430条の3に基づき、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者の選任が承認された場合は、監査役就任時に候補者は役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。なお、被保険者の保険料負担はありません。
- ・第三者から役員等に対して不法行為等に基づく損害賠償請求がなされた場合における法律上の損害賠償金や争訟費用、当該請求に関して法令・定款等に基づき当社が役員等の当該賠償金等の支払いを免除した場合に当社が支払う費用等について、役員等賠償責任保険契約で填補する。
 - ・保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としない。

第6号議案

取締役報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額につきましては、2012年6月20日開催の第15期定時株主総会において年額2億50百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

今般、経済環境の変化を背景として、コーポレートガバナンスを一層強化したことにより、取締役の総数を2019年6月に6名（うち社外取締役2名）から8名（うち社外取締役3名）に増加させたこと、及び2018年度より取締役に対する業績連動報酬として中長期インセンティブを導入したことから、取締役の報酬額を年額3億50百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。なお、かかる改定後の取締役の報酬額は、第25期の期首である2021年4月1日に遡って適用いたしたく存じます。

今般の報酬額の改定は、上記の事情を勘案し見直すものであり、当社取締役会で決議した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（その概要は33～34頁に記載のとおり）にも沿うもので（なお、本議案をご承認いただいた場合にも当該方針を変更する予定はございません。）、本議案の内容は相当であると判断しております。

この取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案が原案どおり承認された場合も、引き続き取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

以 上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が広がり、個人消費や雇用に陰りが生じております。社会経済活動は一時的な持ち直しの動きがあったものの、感染再拡大が見られるなど依然として厳しい状況が続いております。

当社が事業活動を展開する携帯電話市場におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、4月の緊急事態宣言及び総務省からの要請や通信キャリアの方針に基づき、全国のキャリア認定ショップにて時短営業または臨時休業や受付業務の制限が実施されました。同宣言の解除後は、キャリア認定ショップの営業活動は通常に戻り、来客数や販売台数が回復いたしました。また、新しい通信規格である「5G」（第5世代移動通信システム）の商用サービスが開始され、人気機種が発売も伴い「5G」対応端末が普及し始めております。

さらに、通信キャリア各社が新料金プランを発表したことで市場は活性化し、新たな局面を迎えております。

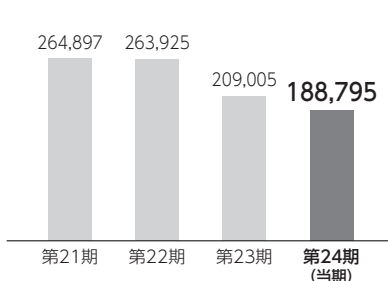
このような事業環境において、当社の端末販売は、新型コロナウイルス感染症拡大における第1四半期会計期間の営業自粛の影響等を受け、販売台数は181万台（前事業年度比10.3%減）となりましたが、独自収益（法人向けモバイルヘルプデスク等）やプリペイドカード販売の伸長により、営業利益は10期連続増益、当期純利益は9期連続増益を達成いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高188,795百万円（同9.7%減）、営業利益10,676百万円（同3.3%増）、経常利益11,075百万円（同5.3%増）、当期純利益7,536百万円（同7.6%増）となりました。

■ 売上高

1,887 億円 9.7% ▼

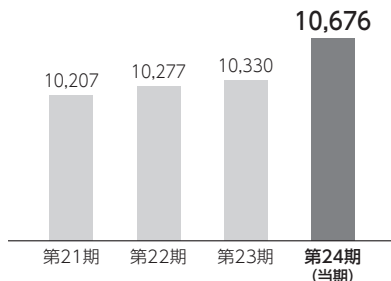
(単位：百万円)



■ 営業利益

106 億円 3.3% ▲

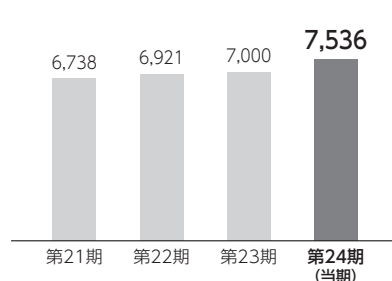
(単位：百万円)



■ 当期純利益

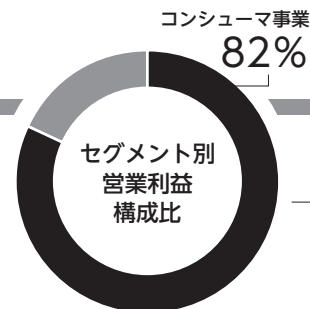
75 億円 7.6% ▲

(単位：百万円)



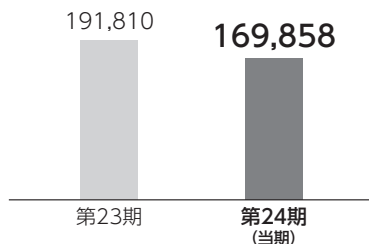
セグメント別の業績は、次のとおりであります。

コンシューマ事業



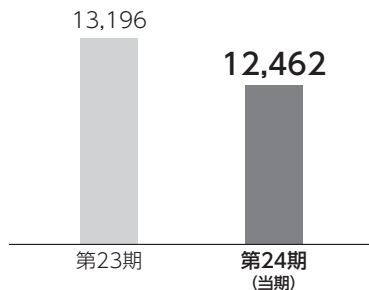
■ 売上高

(単位：百万円)



■ 営業利益 (※)

(単位：百万円)



(※) 全社費用配賦前

事業 内容

- ・ コンシューマ顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売
- ・ スマートフォン利用のお客様ニーズに応えリレーションを強化するための当社独自サービス「nexiplus (ネクシィプラス)」(※)の運営
- ・ 保険代理店事業 (ほけんの窓口の運営)

※nexiplus (ネクシィプラス)
スマートフォンの基本操作講座や生活に役立つオリジナル動画を自宅で楽しめたり、日常生活に関する様々なお悩みを専門家に電話相談できるなど、お客様の安心・便利な暮らしをスマートフォンでサポートする当社独自サービス

コンシューマ事業につきましては、独自収益の伸長や通信キャリアからのコロナ対策支援金があったものの、販売台数の減少を補いきれず減益となりました。キャリア認定ショップにおいては、三密回避を徹底した感染防止に努めながら接客を進めました。また、当社独自サービスであるnexiパッケージでは新たなラインナップを拡充することによって会員数が順調に増加するとともに、新たな取組みとしてショッピングモールなどへの出張販売を実施することで、新たなお客様接点の拡充に努めました。

この結果、売上高は169,858百万円（前事業年度比11.4%減）、営業利益は12,462百万円（同5.6%減）となりました。

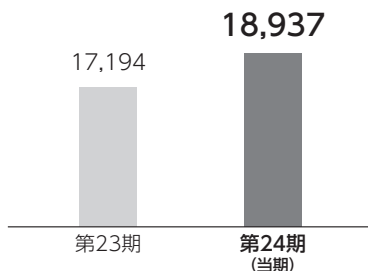
法人事業

法人事業
18%

セグメント別
営業利益
構成比

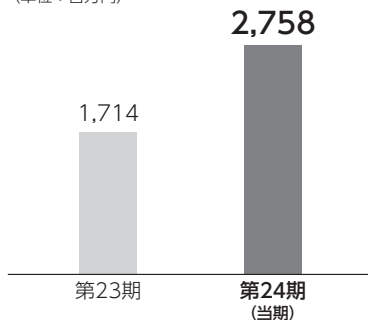
■ 売上高

(単位：百万円)



■ 営業利益 (※)

(単位：百万円)



(※) 全社費用配賦前

事業 内容

- ・法人顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売
- ・モバイル端末管理運用サービス（モバイルヘルプデスク、端末設定等のアウトソーシング業務）やソリューション商材、コンビニエンスストアに対するプリペイドカードの提供、IoTソリューションの提供

法人事業につきましては、テレワーク需要によりスマートフォン販売は好調に推移いたしました。これに伴い、「働き方改革」を推進するモバイルソリューション商材の新規契約・導入が増加いたしました。ヘルプデスクは、既存顧客のテレワーク推進により契約回線数が増加するとともに、スマートフォンへの切替えに伴うサービス範囲拡大などにより顧客単価が上昇し、収益が伸びてまいりました。IoTソリューションにつきましては、パートナー企業と共にローカル5G/プライベートLTEにおける「Nokia ローカル5Gテクノロジーパートナーシップ」に参加いたしました。今後とも当社はローカル5G/プライベートLTEに対応したエッジコンピューティングゲートウェイの開発・提供を推進いたします。また、ゲートウェイを中核としたIoTシステムインテグレーションに注力し、製造業、運輸業、建設業、サービス業や公共分野といった幅広いお客様に向けたソリューションを展開してまいります。

この結果、売上高は18,937百万円（前事業年度比10.1%増）、営業利益は2,758百万円（同60.9%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は1,459百万円であり、当社直営のキャリア認定ショップの移転・改装及びシステム関連投資が主体であります。

(3) 対処すべき課題

当社が事業活動を主に展開する携帯電話市場におきましては、今後3年間において、通信キャリア各社の料金値下げによる市場の活性化・流動化、オンライン限定プランの普及が想定されます。一方、デジタル化進展による情報格差の広がりや、「5G」（第5世代移動通信システム）に対応した携帯電話端末の普及や関連サービスの高度化に伴い、リアルのお客様接点の価値は増大していくものと予想しております。また、「ニューノーマル（新しい生活様式）」時代への変化は今後も加速していくものと見ております。法人分野においては、企業のDX・働き方改革実現のためのIT投資が加速することで、法人向けモバイルソリューションの活用範囲の拡大やIoT・5G技術の活用促進が期待されます。

このような事業環境を踏まえ、当社は、2024年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定いたしました。本計画において、当社は「ニューノーマル（新しい生活様式）」時代へと大きく変化する社会において、お客様接点・社会インフラを担う役割として、人と新たなサービスをつなぎ、豊かな生活やビジネスに貢献してまいります。

I 中期経営計画の基本方針（2022年3月期～2024年3月期）

コネクシオプラン2023

～デジタル化が進む社会のニーズを捉え、新たなサービスとソリューションを
創出し、豊かな生活・ビジネスに貢献する～

II 基本戦略

当社は、本計画における基本方針実現に向け、以下のとおり基本戦略を定めました。

【基本戦略】

1. 顧客の変化に対応したショップビジネスの進化
2. 独自サービスとソリューションの拡大
3. デジタル化の追求等による生産性の革新

<経営基盤の強化>

- ・資本/ガバナンス戦略：配当性向40%を目処・年間配当金70円以上・ROE12%以上
- ・投資戦略：長期的に事業を支える分野や新たな事業への積極的投資
- ・人事戦略：環境変化に則した働き方と新しい取組みへの挑戦
- ・コンプライアンス戦略：持続的に牽制が効く仕組みを構築

<SDGs経営>

- ・ICT活用を通じたコミュニケーション社会の発展に貢献
- ・5G/AI/IoTなどの最新テクノロジーの提供によるビジネス課題の解決
- ・地域社会のサイバー犯罪に対する対処能力の向上とIoT技術を活用した防災・減災への貢献
- ・二酸化炭素排出量の削減と資源リサイクルの促進
- ・多様な人財が活躍できる働きやすい環境づくり

1. 顧客の変化に対応したショップビジネスの進化
お客様のニーズに合わせた新しいショップスタイルを追求し、顧客の生活の質向上をサポートしてまいります。

2. 独自サービスとソリューションの拡大
独自サービスとソリューションの自由度が高くなることに加え、大きな環境変化を機会として捉え、より高付加価値なサービスを拡大してまいります。

3. デジタル化の追求等による生産性の革新
ネットワーク環境整備と基幹業務のDX推進等により、ビジネスプロセスを再構築し、生産性の向上を実現してまいります。

<経営基盤の強化>

・資本/ガバナンス戦略
財務の健全性と株主価値の持続的な拡大を目指し、配当性向40%を目処とし、安定的かつ継続的な配当を実施してまいります。また、「コネクシオプラン2023」期間中は、業績や成長投資の推進を総合的に勘案しつつ更なる株主還元充実のため、年間配当金70円以上の安定配当を目指してまいります。さらに、継続的にコーポレート・ガバナンス体制を強化してまいります。

・投資戦略
戦略的意義や経済合理性を勘案し、長期的に事業を支える分野や新たな事業への投資を積極的に実行してまいります。

・人事戦略
環境変化に則した働き方と新しい取組みへ挑戦する機会の提供により、従業員のエンゲージメントを高めてまいります。また、多様な人財が最大限に能力を発揮できる会社を目指し、2020年10月に発足した「ダイバーシティ推進委員会」を中心に取組みを加速してまいります。

・コンプライアンス戦略
コンプライアンスは全てに優先する課題と認識し、故意過失含め持続的に牽制が効く仕組みを構築し続けてまいります。

<SDGs経営>

社会の持続的な成長に貢献するため、以下の5項目を重要課題とし、本業・専門分野を通じてSDGs経営を実践してまいります。

(1) ICT利活用を通じたコミュニケーション社会の発展に貢献

(2) 5G/AI/IoTなどの最新テクノロジーの提供によるビジネス課題の解決

(3) 地域社会のサイバー犯罪に対する対処能力の向上とIoT技術を活用した防災・減災への貢献

(4) 二酸化炭素排出量の削減と資源リサイクルの促進

(5) 多様な人財が活躍できる働きやすい環境づくり

(4) 財産及び損益の状況の推移

項 目	第21期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第22期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第23期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第24期（当期） 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売 上 高（百万円）	264,897	263,925	209,005	188,795
経 常 利 益（百万円）	10,293	10,539	10,515	11,075
当 期 純 利 益（百万円）	6,738	6,921	7,000	7,536
1株当たり当期純利益（円）	150.62	154.72	156.48	168.45
総 資 産（百万円）	99,407	103,506	95,757	105,315
純 資 産（百万円）	38,174	42,106	46,287	51,140
1株当たり純資産（円）	853.30	941.18	1,034.64	1,143.13
1株当たり配当金（円）	65.0	60.0	60.0	65.0
配 当 性 向（％）	43.2	38.8	38.3	38.6

- （注） 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を第22期の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って過年度分も適用を行っております。

(5) 重要な親会社及び関連会社の状況

親会社との関係

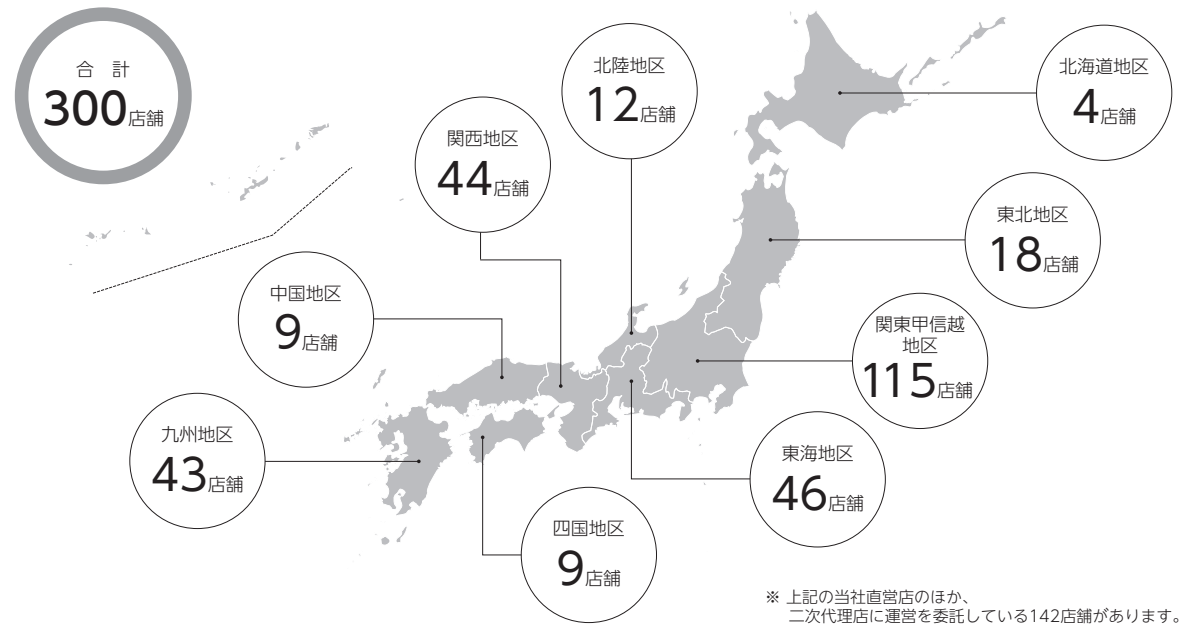
当社の親会社は伊藤忠商事株式会社であり、当社の株式を60.35%（議決権比率）保有しております。当社は親会社から役員（非常勤）2名及び出向社員7名を受け入れております。

(6) 主要な事業所

2021年3月31日現在

本社	東京都新宿区	
事業所（物流・開通センター）	豊洲事業所（東京都江東区）	辰巳事業所（東京都江東区）
支社	東北・北海道支社（仙台市青葉区） 北陸支社（石川県金沢市） 中国・四国支社（広島市中区）	東海支社（名古屋市中部区） 関西支社（大阪市淀川区） 九州支社（福岡市博多区）
支店	北海道支店（札幌市中央区）	四国支店（香川県高松市）
ビジネスセンター	日本橋ビジネスセンター（東京都中央区）	赤坂ビジネスセンター（東京都港区）
コールセンター	札幌テレマーケティングセンター（札幌市北区）	

■店舗展開



(7) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5,565名	268名増	34.9歳	8.1年

(注) 上記人数には臨時従業員1,566名（前事業年度末比46名減）は含んでおりません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、配当性向40%を目処とし、安定的な配当を継続して行えるよう業績の向上に努めることを利益配分に関する基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の業績及び配当の安定性等を総合的に考慮した結果、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき普通配当35.0円を予定しております。これにより、年間配当金は前事業年度より5.0円増配の1株当たり65.0円（中間30.0円、期末35.0円）となります。

なお、内部留保につきましては、将来成長につながる戦略的投資や、キャリア認定ショップの増強及び生産性向上・省力化につながるITシステムの機能増強のための資金に活用し、事業の拡大・成長を図ってまいります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 普通株式 153,600,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 44,737,785株（自己株式153株を除く）

(3) 株主数 4,782名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持株数	持株比率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	26,996,000株	60.34%
光 通 信 株 式 会 社	3,424,700株	7.66%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,400,000株	3.13%
NPBN — SHOKORO LIMITED	1,371,600株	3.07%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	768,800株	1.72%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	748,000株	1.67%
コ ネ ク シ オ 社 員 持 株 会	682,501株	1.53%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	510,000株	1.14%
GOVERNMENT OF NORWAY	332,741株	0.74%
NORTHER TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	285,000株	0.64%

(注) 持株比率は、自己株式(153株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

2021年3月31日現在

地 位	氏 名	当社における担当等	重要な兼職の状況
代表取締役社長	井 上 裕 雄	指名・報酬委員会委員長 ガバナンス委員会委員	一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会 副会長
取 締 役	目時 利一郎	専務執行役員 コンシューマ本部長	
取 締 役	直 田 宏	専務執行役員 法人本部長	
取 締 役	中 田 伸 治	常務執行役員 管理本部長 チーフ・コンプライアンス・オフィサー IR担当役員 ガバナンス委員会委員	
取 締 役 (非 常 勤)	梶 原 浩	指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員	伊藤忠商事株式会社 情報・通信部門長 株式会社スペースシャワーネットワーク 社外取締役 アシュリオン・ジャパン株式会社 社外取締役 伊藤忠・フジ・パートナーズ株式会社 代表取締役 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 取締役
社 外 取 締 役 (独 立)	細 井 一 雄	筆頭独立社外取締役 指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員長	情報技術開発株式会社 取締役上席執行役員 ソリューション本部長 TDIプロダクトソリューション株式会社 取締役
社 外 取 締 役 (独 立)	川 内 由 加	指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員	株式会社エムオーティクリエイション 代表取締役
社 外 取 締 役 (独 立)	新 野 和 幸	指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員	株式会社デジタルインサイトテクノロジー 代表取締役
常 勤 監 査 役	乙 村 高 利		
監 査 役 (非 常 勤)	岩 崎 達 士		伊藤忠商事株式会社 情報・金融カンパニー CFO補佐(兼)情報・金融事業・リスク管理室長 エイソーヘルスケア株式会社 監査役 伊藤忠インタラクティブ株式会社 監査役 伊藤忠・フジ・パートナーズ株式会社 監査役
社 外 監 査 役 (独 立)	遠 藤 隆		弁護士
社 外 監 査 役 (独 立)	吉 田 修 己	ガバナンス委員会委員	公認会計士 株式会社三井ハイテック 社外取締役

- (注) 1. 2020年6月23日開催の第23期定時株主総会において、新野和幸氏が社外取締役新たに選任され、就任いたしました。
 2. 社外取締役宮本元氏は、2020年6月23日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 3. 社外監査役吉田修己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
 4. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には記載すべき特別の関係はありません。
 5. 事業年度末日以降の異動

異動後の地位	氏 名	異動後の担当及び重要な兼職の状況	異 動 日
取締役会長	井 上 裕 雄	一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会 副会長	2021年4月1日
代表取締役 社長	直 田 宏	指名・報酬委員会委員長 ガバナンス委員会委員	2021年4月1日
取締役 (非常勤)	梶 原 浩	指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員 伊藤忠商事株式会社 執行役員 情報・通信部門長 株式会社スペースシャワーネットワーク 社外取締役 アシュリオン・ジャパン株式会社 社外取締役 伊藤忠・フジ・パートナーズ株式会社 代表取締役 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 取締役	2021年4月1日
社外取締役 (独立)	新 野 和 幸	指名・報酬委員会委員 ガバナンス委員会委員 株式会社デジタルインサイトテクノロジー 代表取締役 株式会社ビットブレイン 取締役	2021年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役梶原浩氏、細井一雄氏、川内由加氏及び新野和幸氏並びに、監査役岩崎達士氏及び吉田修己氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は1,000万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に基づき、役員等が期待される役割を充分発揮できるよう、当社並びに当社の役員、執行役員、管理職従業員（当社の取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者）、社外派遣役員及び退任役員（2003年10月1日以降に退任した者）を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は次のとおりであります。なお、被保険者の保険料負担はありません。

- ・ 第三者から役員等に対して不法行為等に基づく損害賠償請求がなされた場合における法律上の損害賠償金や争訟費用、当該請求に関して法令・定款等に基づき当社が役員等の当該賠償金等の支払いを免除した場合に当社が支払う費用等について、役員等賠償責任保険契約で填補する。
- ・ 保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としない。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本方針

取締役の報酬は、優秀な人材を確保・維持できる金額水準であり、かつ、企業価値の持続的な向上を図ることを強く動機付けるものである必要があります。同時に、コーポレートガバナンスにおける重要事項であり、十分な透明性、公平性及び合理性を備え、これらを担保する適切なプロセスを経て決定され、不正を抑制するための十分な仕組みが構築されている必要があります。

当社では、上記の考え方の下、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責ならびに企業倫理の実践、「企業行動基準」の遵守又は長期的視点に立った組織運営などを踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）である取締役報酬及び執行役員報酬（いずれも固定報酬）ならびに業績連動報酬（毎年賞与として支給する業績連動報酬及び中長期の業績連動報酬（中長期インセンティブ）により構成される。）により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬（金銭報酬）である取締役報酬のみにより構成するものとしております。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、他社水準及び当社の業績水準を考慮して決定した報酬基準テーブルを用い、役位、職責及び在任年数に応じて決定するものとしております。

3. 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業務執行取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための指標である経常利益及び当期純利益を業績指標とし、その達成率に基づき各業務執行取締役の役位に応じた報酬基準テーブルを用いて算定した額を在任中(退任する取締役には退任後速やか)に賞与として毎年、一定の時期に金銭で支給しております。なお、翌年度の業績指標については、指名・報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決議しております。

また、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献の意識を高めることを目的として、中長期の業績連動報酬(中長期インセンティブ)制度を導入しており、本報酬は中期経営計画において設定した営業利益及び当期純利益の達成を条件に、同計画の達成率や株価の上昇率に基づき、各業務執行取締役の役位に応じた報酬基準テーブルを用いて算定した額を取締役会で決定し、在任中(退任する取締役には退任後速やか)に金銭で支給されます。

4. 金銭報酬の額または、業績連動報酬等の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の各報酬の割合は、一律とせず、業績指標の達成度合いに基づいて、報酬基準テーブルを用いて算定される業績連動報酬の額に応じて決定するものとしております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の基本報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、これを決定する権限を有するものとしております。代表取締役社長は、取締役会からの委任に基づいて、報酬基準テーブルに従い決定しております。

また、業務執行取締役の個人別の業績連動報酬(毎年賞与として支給する業績連動報酬及び中長期の業績連動報酬(中長期インセンティブ)の両方)については、当該事業年度の実績に基づき各業務執行取締役の役位に応じた報酬基準テーブルにより算出し、指名・報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定されます。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

独立社外取締役を主な構成員とする取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会にて決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬については、2012年6月20日開催の第15期定時株主総会にて年額250百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)と決議いただいております。その後、2017年6月27日開催の第20期定時株主総会にて賞与についても当該報酬額内で支給することを決議いただいております。第15期定時株主総会後の取締役の員数は7名(うち社外取締役2名)であり、第20期定時株主総会後の取締役の員数は6名(うち社外取締役2名)です。また、監査役報酬については、2012年6月20日開催の第15期定時株主総会にて年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会後の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長井上裕雄（指名・報酬委員会委員長、ガバナンス委員会委員）がその具体的内容について委任を受け、これを決定する権限を有するものとしております。代表取締役社長は、取締役会からの委任に基づいて、報酬基準テーブルに従い決定しております。

なお、代表取締役社長に権限を委任した理由は、代表取締役社長は各取締役の業務執行状況全般を把握しており、総合的に取締役の個人別の基本報酬額を決定できると判断したためであります。また、代表取締役社長はかかる委任に基づいて決定方針に従い、他社水準及び当社の業績水準を考慮して取締役会が決定した報酬基準テーブルに従って決定していることから、取締役会としても、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役報酬の決定方針について

監査役の報酬については、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定の月額報酬のみを支給しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	支給人数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		報酬限度額 (百万円)
			基本報酬等	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	9 (4)	231 (19)	150 (19)	81 (－)	250 (20)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	39 (12)	39 (12)	－ (－)	60

(注) 1. 上記の取締役の支給人数につきましては、2020年6月23日開催の第23期定時株主総会において退任した取締役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬として取締役に賞与と中長期インセンティブの支給を予定しております。当事業年度を含む経常利益及び当期純利益の推移は1.(4) 財産及び損益の状況の推移に記載の通りです。また、中期経営計画「コネクショプラン2020」の達成状況は以下の通りです。

単位：百万円	中期経営計画 実績 (第24期 実績) A	中期経営計画 目標 (第24期 目標) B	達成率 A/B
営業利益	10,676	11,000	△2.9%
当期純利益	7,536	7,200	+4.7%

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
重要な兼職先と当社との関係につきましては、31～32頁に記載のとおりであります。
- ② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会	監査役会	主な活動状況
社外取締役 (独 立)	細 井 一 雄	20／20回 (100%)	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識及び情報技術の分野における高い専門性を活かし、当社の各事業への助言及び当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監視に大いに貢献いたしました。 また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員とガバナンス委員会の委員長を務め、委員長としてガバナンス委員会の運営を主導し、適宜取締役会に報告すると共に、指名・報酬委員会では積極的な発言を行い、取締役会に答申を行うにあたり、重要な役割を果たしました。
社外取締役 (独 立)	川 内 由 加	20／20回 (100%)	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識及び人財開発の分野における高い専門性を活かし、当社の各事業への助言及び当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監視に大いに貢献いたしました。 また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員とガバナンス委員会の委員を務め、同委員会にて積極的な発言を行い、取締役会に答申を行うにあたり、重要な役割を果たしました。

事業報告

地 位	氏 名	取締役会	監査役会	主な活動状況
社外取締役 (独 立)	新 野 和 幸	18／18回 (100%)	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識及び情報技術の分野における高い専門性を活かし、当社の各事業への助言及び当社取締役会における重要な経営事項の審議や経営の監視に大いに貢献いたしました。 また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員とガバナンス委員会の委員を務め、同委員会にて積極的な発言を行い、取締役会に答申を行うにあたり、重要な役割を果たしました。
社外監査役 (独 立)	遠 藤 隆	19／20回 (95%)	14／14回 (100%)	弁護士として培われた専門的な知識・経験等を活かし、当社の監査体制の強化に大いに貢献いたしました。
社外監査役 (独 立)	吉 田 修 己	20／20回 (100%)	14／14回 (100%)	公認会計士としての財務及び会計に関する専門的知見を活かし、当社の監査体制の強化に大いに貢献いたしました。 また、任意の諮問委員会であるガバナンス委員会の委員を務め、同委員会にて積極的な発言を行い、取締役会に答申を行うにあたり、重要な役割を果たしました。

(注) 社外取締役新野和幸氏につきましては、2020年6月23日就任後の状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 62百万円
- (注) 1. 監査役会は、第24期事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積もりの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬を含めております。
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 62百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導等を依頼しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の執行に関する体制を特に考慮し、会計処理担当部署及び財務担当部署と綿密な連携をとりつつ、監査役会が会計監査人の解任又は不再任の決定を行うこととしております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

コーポレート・ガバナンス体制 ～基本的な考え方～

当社は、「人をつなぐ、価値をつなぐ」という理念ステートメントのもと、安心で快適な社会の実現に貢献することで、全てのステークホルダーの皆様との信頼の絆を深め、継続的な企業価値の向上を図りたいと考えております。

そのための基本方針として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題であると認識し、監査役（監査役会）設置会社として監査役会からの監視に加えて、複数の独立社外取締役・監査役を選任し、また取締役会の任意の諮問機関として

独立社外取締役を含む委員で構成される指名・報酬委員会及びガバナンス委員会を設置する等により、経営の監督機能を強化しております。さらに、内部監査部、内部統制委員会による組織的な内部牽制機能の強化も図っております。

また、株主の権利・平等性が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、適時・適切な情報開示や投資家の皆様との対話の充実に努めております。

以上を当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方及び基本方針とし、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めます。

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、以下のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コーポレート・ガバナンス

- 取締役会は、法令及び定款等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令及び定款その他の社内規程に従い、業務を執行する。
- 代表取締役及び業務を執行する取締役は、原則として月一回、職務執行の状況を取締役に報告する。
- 監査役は、会計監査人と連携して、『監査役会規程』及び『監査役監査基準』に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

- 子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して職務の執行が法令及び定款に適合するかを監視する。

② コンプライアンス

- 『企業理念』及び『企業行動基準』を定め、取締役及び使用人はこれに則り行動するものとする。
- チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、『コンプライアンスプログラム』を制定し、これを実行する。又、制定した『コンプライアンスプログラム』を、子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底することに努める。
- 当社は、子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、定期的に、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- 『内部情報提供制度規程』による内部通報制度を運用し、不正行為等の抑止と早期発見を図る。又、当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人が通報できるホットライン窓口を整備する。

- e. 顧問弁護士をメンバーに加えたコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制の遵守についてのモニタリングを実施する。
- f. コンプライアンス委員会の報告、内部監査の結果等に基づき、取締役会において、コンプライアンス体制を適宜及び定期的に確認し、見直すものとする。
- g. 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これらからの不当要求に対して警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、毅然と対応する。

③ 財務報告の適正性確保のための体制

『商取引管理規程』、『経理規程』その他の社内規程を定めるとともに、内部統制委員会を設置して、財務報告の適正性確保に係る法令に従うための体制を整備し、運用する。

④ 内部監査

当社の社長直轄の内部監査部を設置し、当社及び子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況、業務執行の妥当性等につき、『内部監査規程』又は『関係会社管理規程』に基づく内部監査を実施し、当社の社長に対してその結果を報告する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、『文書管理規程』、『情報セキュリティ規程』その他の社内規程の定めるところに従い、関連資料とともに適切に保存し、管理する。
- ② 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができる。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社は、取引リスク（与信）限度額の設定、投融資への適切な権限設定、情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定め、又、『関係会社管理規程』において、子会社における当社による事前承認事項、当社に対する報告事項等を定め、当社及び子会社において必要なリスク管理体制及び管理手法を整備する。

- ② 当社の経営上影響を与えるリスクを体系的にレビューする「経営レビュー制度」に基づき、当該リスク管理体制の有効性について取締役会に報告する。

(4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、社長の諮問機関としてマネジメント・コミットティを設置し、全社的な経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議し、社長の意思決定に資する。同様に重要な人事評価等に係る事項はパーソネル・コミットティを設置し、職場の安全・環境保護活動・情報セキュリティ・コンプライアンス・内部統制に関する事項はCSR・コミットティを設置し、社長の意思決定に資する。これら各コミットティの運営については、『常設機関に関する規程』において定める。
- ② 当社は、子会社に対し、必要に応じて、人事管理・財務経理・コンプライアンス等の管理業務を提供する。
- ③ 当社及び子会社において、『組織分掌・権限責任規程』、『関係会社管理規程』等各種社内規程を整備することによって、取締役及び使用人の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行を可能とする。
- ④ 当社及び子会社において、中長期的な視野を踏まえて年度計画を定め、会社及び各組織の達成すべき目標を明確化するとともに、月次に進捗を検証し、対策を講じる。当社は、計画達成度を組織の業績評価を通じて使用人の賞与に連動させる。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 『関係会社管理規程』その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたる。
- ② 親会社以外の株主への配慮を怠らず、親会社からの自立性を重んじて経営にあたる。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ、速やかに任命する。監査役は当該使用人に対し、監査業務に必要な事項を指揮・命令することができる。
- ② 当該使用人の評価・人事異動・懲戒処分等については事前に監査役と協議する。
- ③ 監査役職務を補助する使用人が専任の場合には、当該職務を行うにあたっては、監査役からの指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令を受けない。又、他部署の使用人を兼務する場合には、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人（これらの者から報告を受けた者を含む。）が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部情報の発生状況等について当社の監査役に対して報告する。
- ② 当社の使用人及び子会社の使用人は、a.当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、b.重大な法令又は定款に違反する事実について、これを発見次第速やかに、当社の監査役に対して直接報告することができる。

- ③ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。
- ④ 当社の監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底することに努める。

(8) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 社長と監査役の定期的な意見交換会を実施する。
- ② 内部監査部は、監査役との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議、意見交換する等密接な情報交換及び連携を図る。
- ③ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に弁護士・公認会計士等の外部の専門家を起用することができる。
- ④ 監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、「企業行動基準」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する旨を明記し、周知徹底のため全従業員に携行させると共に当社ウェブサイトにて開示しております。また、「内部統制システム構築の基本方針」においても、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これらからの不当要求に対して警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、毅然と対応する旨を定めております。

その整備状況につきましては、「反社会的勢力排除規程」及び「コンプライアンスプログラム」において、反社会的勢力に関する対応部署や対応方法、外部専門家への相談窓口等を定めております。また、定期的な講習会や講演会への参加及び所轄警察署や近隣企業と情報交換等、反社会的勢力の動向に関する情報に基づいて反社会的勢力による被害防止の対策、社員教育を行っております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

- ・ 定例取締役会を原則毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度につきましては取締役会を20回開催いたしております。

(2) コンプライアンス

- ・ コンプライアンスプログラム及び期初に定めた年間計画に基づき、入社時研修に加え、全使用人を対象とした研修を実施いたしております。「コンプライアンス強化月間」を定め、コンプライアンス宣言書への署名等を行っております。また、内部通報制度について、コンプライアンス委員会で適切に運用されていることを確認するとともに、ポスターの掲示等による「ホットライン窓口」の周知活動を行っております。

(3) 内部監査

- ・ 内部監査計画に基づき、内部監査部は監査を実施し、監査の結果について、随時、社長及び常勤監査役に報告するとともに、定期的に取締役会及び監査役会に報告いたしております。

取締役会実効性評価の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスの継続的改善として、取締役会の実効性を高める取組みが重要であると考えております。この取組みの一環として、原則年1回、かかる実効性評価を実施することとしております。実効性の評価プロセスとして、取締役会の任意の諮問機関であり独立社外取締役が委員長を務めるガバナンス委員会が中心となり、取締役会の実効性評価を行い、取締役会においてその内容について検討・確認を行っております。

(4) リスクマネジメント

- ・ 「経営レビュー制度」に基づき、リスク管理体制の有効性を取締役会に報告いたしております。

(5) 子会社管理体制

- ・ 子会社の経営管理について、関係会社管理規程を定め、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。

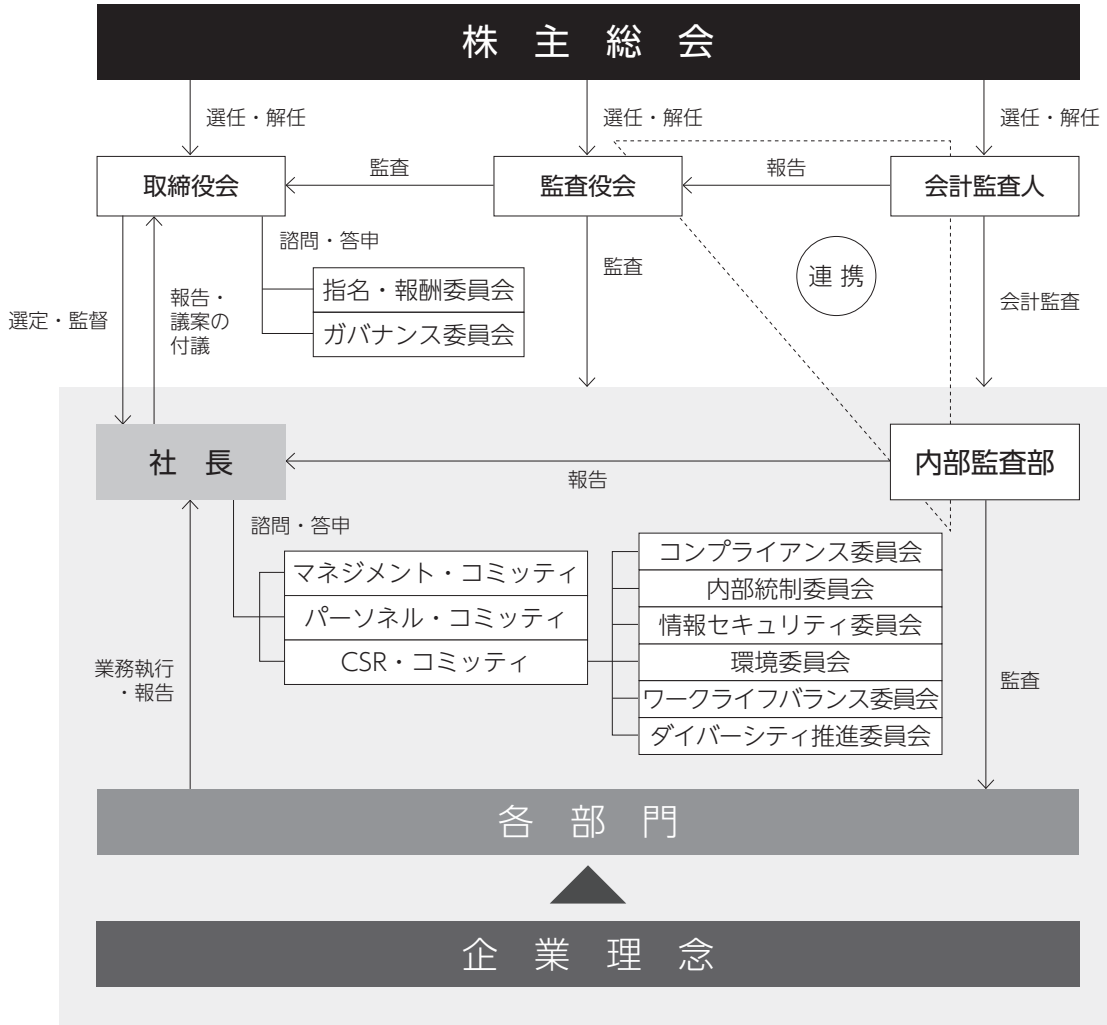
(6) 監査役の職務執行

- ・ 定例監査役会を原則毎月1回、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、当事業年度につきましては監査役会を14回開催いたしております。また、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務執行の適正性を監査しております。

(7) 監査役の監査の実効性の確保

- ・ 監査役は取締役会に出席するとともに、社長、取締役、会計監査人及び内部監査部と定期的に情報交換を行うことで、監査の実効性の向上を図っております。

■ コーポレート・ガバナンス体制



当社は、取締役会の統治機能の更なる充実のため、任意の諮問機関として、指名・報酬委員会及びガバナンス委員会を設置しております。主な審議項目及び構成については以下のとおりであります。

指名・報酬委員会	ガバナンス委員会
主な審議項目： ・取締役会の構成 ・取締役・監査役候補者及び執行役員の指名（選任）基準とプロセス ・後継者計画 ・取締役及び執行役員の報酬制度の設計 ・取締役報酬	主な審議項目： ・ガバナンスの基本方針 ・取締役会の実効性評価 ・トレーニング方針 ・利益相反取引

■ 各委員会の構成

2021年3月31日現在

地 位	氏 名	指名・報酬委員会	ガバナンス委員会
代 表 取 締 役 社 長	井 上 裕 雄	◎	□
取 締 役	目 時 利 一 郎		
取 締 役	直 田 宏		
取 締 役	中 田 伸 治		□
取 締 役（非 常 勤）	梶 原 浩	□	□
社 外 取 締 役（独 立）	細 井 一 雄	□	◎
社 外 取 締 役（独 立）	川 内 由 加	□	□
社 外 取 締 役（独 立）	新 野 和 幸	□	□
常 勤 監 査 役	乙 村 高 利		
監 査 役（非 常 勤）	岩 崎 達 士		
社 外 監 査 役（独 立）	遠 藤 隆		
社 外 監 査 役（独 立）	吉 田 修 己		□

(注) ◎ 委員長 □ 委員

- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第24期 2021年 3月31日現在	(ご参考) 第23期 2020年 3月31日現在
資産の部		
流動資産	85,914	75,524
現金及び預金	21,550	20,387
受取手形及び売掛金	29,038	40,380
商品及び製品	6,295	4,922
原材料及び貯蔵品	62	36
前払費用	1,056	877
未収入金	27,788	8,812
預け金	114	111
その他	12	—
貸倒引当金	△5	△5
固定資産	19,401	20,233
有形固定資産	4,014	4,262
建物	2,410	2,651
構築物	221	222
機械及び装置	4	5
工具、器具及び備品	1,253	1,325
土地	52	52
リース資産	2	—
建設仮勘定	69	6
無形固定資産	9,410	10,146
のれん	1,306	1,390
ソフトウエア	426	407
ソフトウエア仮勘定	15	18
キャリアショップ運営権	7,654	8,319
その他	8	9
投資その他の資産	5,976	5,824
投資有価証券	217	189
関係会社株式	13	13
長期前払費用	178	276
繰延税金資産	1,805	1,410
敷金及び保証金	3,637	3,827
その他	162	149
貸倒引当金	△39	△42
資産合計	105,315	95,757

科 目	第24期 2021年 3月31日現在	(ご参考) 第23期 2020年 3月31日現在
負債の部		
流動負債	47,583	43,099
買掛金	14,756	13,394
未払代理店手数料	6,370	10,128
未払金	14,505	6,874
未払費用	3,267	2,980
未払法人税等	2,022	2,547
未払消費税等	876	1,490
前受金	49	10
預り金	804	959
賞与引当金	4,829	4,651
役員賞与引当金	81	34
リース債務	0	—
その他	18	27
固定負債	6,591	6,371
退職給付引当金	5,894	5,580
資産除去債務	595	668
リース債務	1	—
その他	100	122
負債合計	54,174	49,470
純資産の部		
株主資本	51,138	46,286
資本金	2,778	2,778
資本剰余金	585	585
資本準備金	580	580
その他資本剰余金	4	4
利益剰余金	47,774	42,922
利益準備金	113	113
その他利益剰余金	47,660	42,808
別途積立金	2,469	2,469
繰越利益剰余金	45,190	40,339
自己株式	△0	△0
評価・換算差額等	2	0
その他有価証券評価差額金	2	0
純資産合計	51,140	46,287
負債・純資産合計	105,315	95,757

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第24期	(ご参考)第23期
	自 2020年4月 1 日 至 2021年3月 31 日	自 2019年4月 1 日 至 2020年3月 31 日
売上高	188,795	209,005
商品売上高	115,402	137,409
手数料収入	73,393	71,596
売上原価	135,788	156,760
商品期首棚卸高	4,922	8,221
当期商品仕入高	111,993	128,757
合計	116,916	136,979
商品期末棚卸高	6,136	5,092
商品評価損	△158	169
商品売上原価合計	110,621	132,056
代理店手数料	25,166	24,703
売上総利益	53,007	52,245
販売費及び一般管理費	42,331	41,914
営業利益	10,676	10,330
営業外収益	455	199
受取利息	0	0
受取配当金	0	4
店舗移転等支援金収入	146	148
雇用調整助成金	259	—
その他	48	45
営業外費用	56	14
支払利息	0	0
固定資産除売却損	11	4
不動産賃貸費用	—	2
契約解約損	35	3
その他	8	4
経常利益	11,075	10,515
特別利益	25	186
固定資産売却益	24	—
投資有価証券売却益	—	174
その他	0	11
特別損失	268	314
店舗閉鎖損失	36	48
固定資産除売却損	43	18
減損損失	181	244
その他	5	2
税引前当期純利益	10,832	10,386
法人税等	3,296	3,386
法人税、住民税及び事業税	3,672	4,130
法人税等調整額	△375	△744
当期純利益	7,536	7,000

計算書類

株主資本等変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						別途積立金
当期首残高	2,778	580	4	585	113	2,469
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—
当期末残高	2,778	580	4	585	113	2,469

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	40,339	42,922	△0	46,286	0	46,287
当期変動額						
剰余金の配当	△2,684	△2,684		△2,684		△2,684
当期純利益	7,536	7,536		7,536		7,536
自己株式の取得			△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					1	1
当期変動額合計	4,851	4,851	△0	4,851	1	4,853
当期末残高	45,190	47,774	△0	51,138	2	51,140

監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

コネクシオ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 安 正 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 箕 輪 恵 美 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コネクシオ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

監査報告書

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

コネクシオ株式会社 監査役会
常勤監査役 乙 村 高 利 ㊞
社外監査役 遠 藤 隆 ㊞
社外監査役 吉 田 修 己 ㊞
監 査 役 岩 崎 達 士 ㊞

以 上

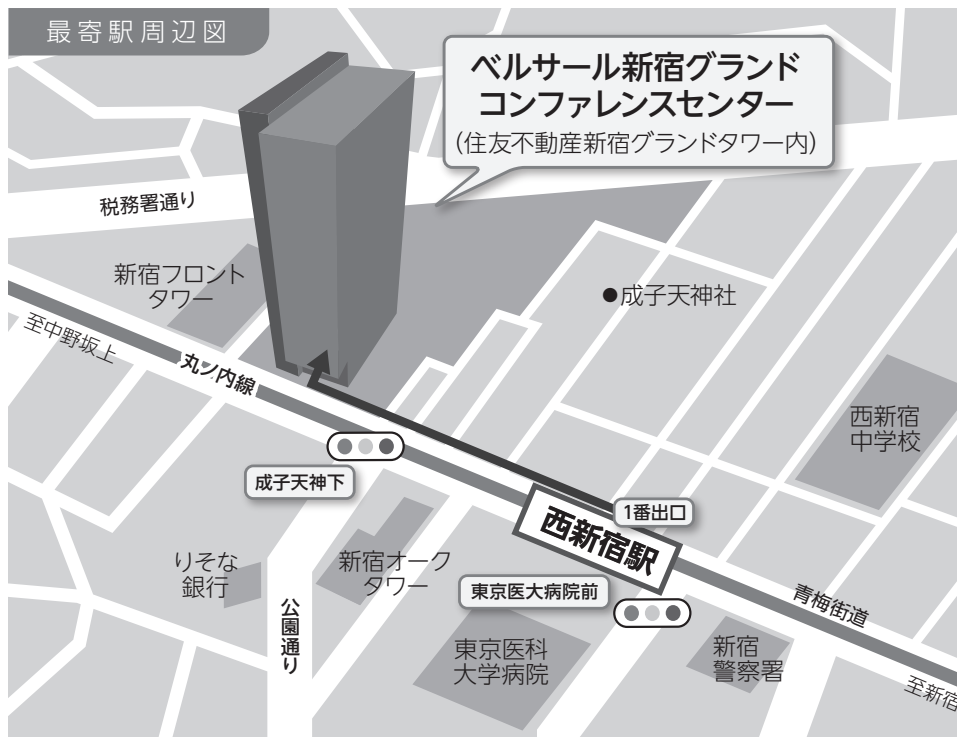
株主総会会場ご案内図

日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時）

会 場 **ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター**

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階

交通のご案内 東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅 1番出口 徒歩3分



- ◎当会場には、駐車場の用意はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は、節電等のため、当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

コネクシオ株式会社



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。